

## 議 事 日 程

令 和 8 年 3 月 9 日  
午 後 3 時 30 分 開 会  
さ ん く す 3 番 館 4 階 教 育 委 員 室

- 第 1 報告第 5号 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
- 第 2 議案第 7号 吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 3 議案第 8号 令和 8 年度吹田市立学校教職員の永年勤続表彰について
- 第 4 議案第 9号 吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
- 第 5 議案第 10号 吹田市教育委員会事務局職員の処分について
- 第 6 教育長報告



議案第7号

吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する  
規則の一部を改正する規則の制定について

標記のことについて、吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めます。

令和8年3月9日提出

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博



吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定めます。

令和 年 月 日

吹田市教育委員会  
教育長 大江 慶博

吹田市教育委員会規則第 号

吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（案）

吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成25年吹田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 市立幼稚園の施設の目的外使用に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）

第2条に次の1号を加える。

(15) 学校体育施設開放事業に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



吹田市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、市長の補助機関である職員に次に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <p>(1) }          〃 }          (8) }</p> <p>(9) 市立幼稚園の設備の修繕に関する事項（包括管理委託に係る設備の修繕を除く。）</p> <p>(10) 市立幼稚園の運営費に関する事項</p> <p>(11) 市立幼稚園の物品、経理等の検査に関する事項</p> <p>(12) 市立幼稚園園長会との連絡調整及び指導連絡会の運営に関する事項</p> <p>(13) 市立幼稚園教育に係る施策の企画、調整及び推進に関する事項</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、市長の補助機関である職員に次に掲げる事務を補助執行させるものとする。</p> <p>(1) }          〃 }          (8) }</p> <p>(9) 市立幼稚園の施設の目的外使用に関する事項（他の課等の所管するものを除く。）</p> <p>(10) 市立幼稚園の設備の修繕に関する事項（包括管理委託に係る設備の修繕を除く。）</p> <p>(11) 市立幼稚園の運営費に関する事項</p> <p>(12) 市立幼稚園の物品、経理等の検査に関する事項</p> <p>(13) 市立幼稚園園長会との連絡調整及び指導連絡会の運営に関する事項</p> <p>(14) 市立幼稚園教育に係る施策の企画、調整及び推進に関する事項</p> <p>(15) <u>学校体育施設開放事業に関する事項</u></p>



3 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議  
教 育 長 報 告 事 項

①各部からの報告事項について